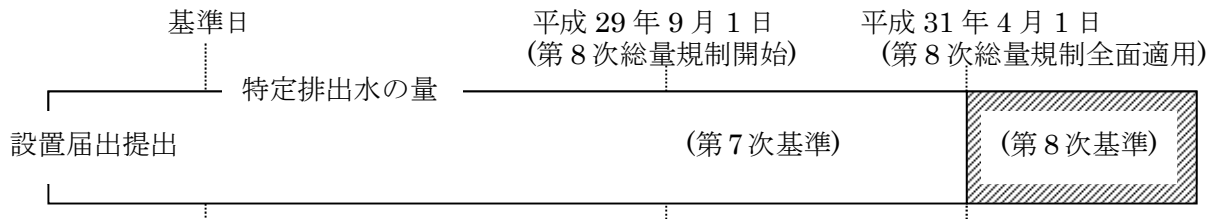


(4) 適用例 (COD)

次の4通りの適用例を掲載しましたので、参考としてください。

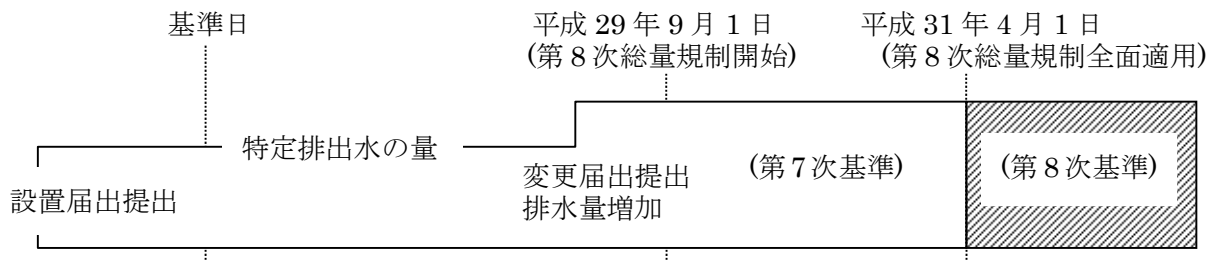
<例-1>

特定施設ごとの基準日前に特定施設設置届出を提出し、それ以後特定施設の設置又は変更等による特定排出水の増加がない場合



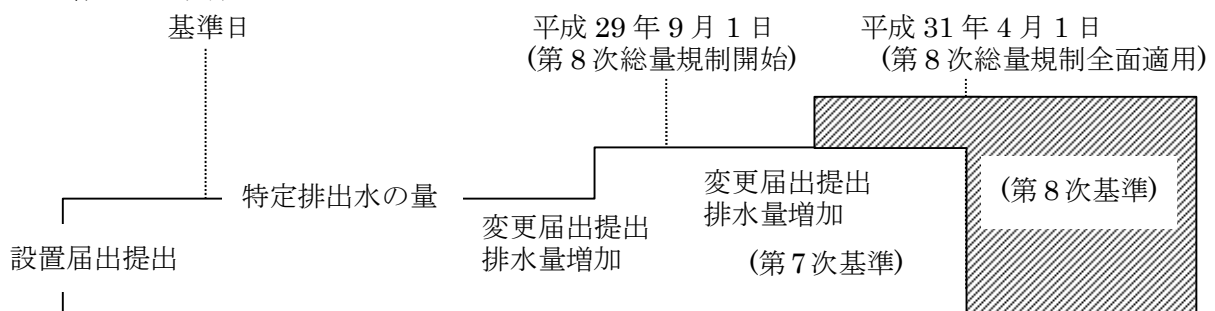
<例-2>

<例-1>の事業場が、平成 29 年 8 月 31 日以前に特定施設の設置又は変更等により特定排出水が増加した場合



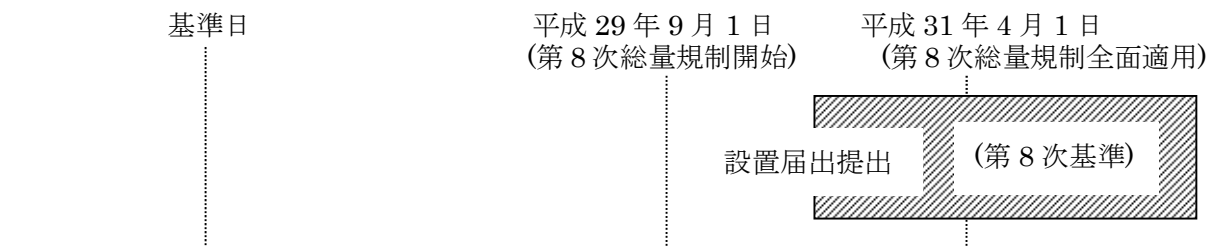
<例-3>

<例-2>の事業場が、平成 29 年 9 月 1 日以後に特定施設の設置又は変更等により特定排出水が増加した場合

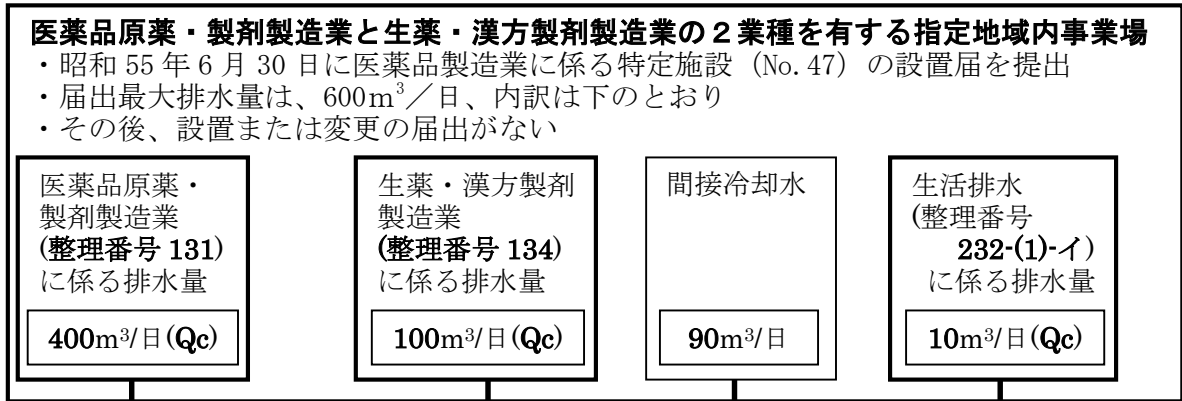


<例-4>

平成 29 年 9 月 1 日以後に新たに特定施設の設置届出を提出した場合



<例-1> 特定施設ごとの基準日前に特定施設設置届出を提出し、それ以後特定施設の設置又は変更等による特定排水の増加がない場合



計算式

特定排水にならないため総量規制対象外

・特定施設番号 47 は、表 2 の「上記の番号以外の特定施設」に該当する。
 ・設置年月日が基準日 (昭和 55 年 6 月 30 日) 以前なので、次式で計算する。

$$Lc = Cc \times Qc \times 10^{-3}$$

Cc 値 : 表 2 から既設施設に係る分は Cc を使用する (表 9 から) (表 3 から)

整理番号	業種その他区分	第 7 次			第 8 次		
		Cc・Ccd	Cci	Ccj	Cc・Ccd	Cci	Ccj
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	70	70	60
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	20	20	20
232-(1)-イ の備考	し尿又は雑排水の排出に係る施設(日平均排水量が 10,000m ³ 未満の事業場)	40	40	30	40	40	30

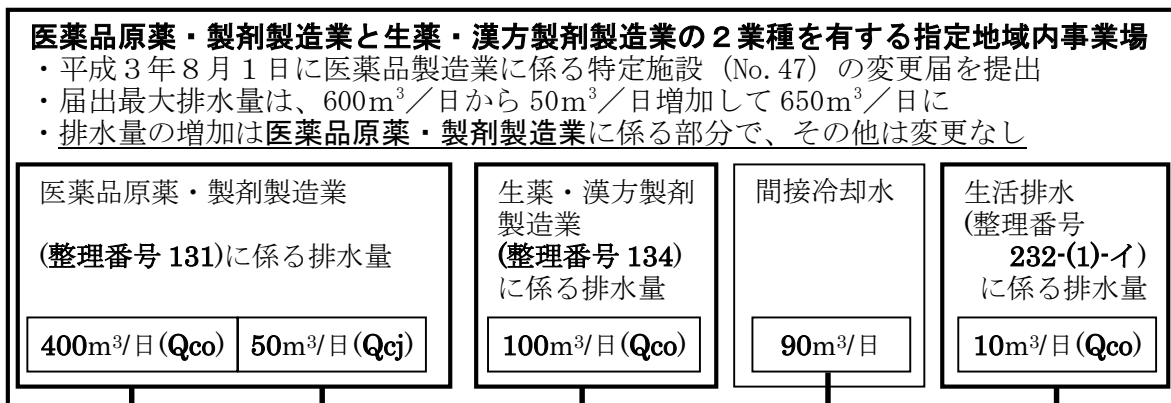
平成 31 年 3 月 31 日までの総量規制基準(Lc)は、
 全て「第 7 次」の Cc 値を用いて、業種ごとの負荷量を計算し、それらを合計した、
 28+2+0.4 = 30.4 (kg/日) となる。

$Lc = 70 \times 400 \times 10^{-3}$ = 28 (kg/日)	$Lc = 20 \times 100 \times 10^{-3}$ = 2 (kg/日)	$Lc = 40 \times 10 \times 10^{-3}$ = 0.4 (kg/日)
--	---	--

平成 31 年 4 月 1 日以後の総量規制基準(Lc)は、
 全て「第 8 次」の Cc 値を用いて、業種ごとの負荷量を計算し、それらを合計した、
 28+2+0.4 = 30.4 (kg/日) となる。

$Lc = 70 \times 400 \times 10^{-3}$ = 28 (kg/日)	$Lc = 20 \times 100 \times 10^{-3}$ = 2 (kg/日)	$Lc = 40 \times 10 \times 10^{-3}$ = 0.4 (kg/日)
--	---	--

<例-2><例-1>の事業場が、平成29年8月31日以前に特定施設の設置又は変更等により特定排水が増加した場合



計算式

特定排水にならないため総量規制対象外

・特定施設番号47は、表2の「上記の番号以外の特定施設」に該当する。
 ・昭和55年7月1日以後に特定施設の設置又は変更により特定排水が増加したので、次式で計算する。

$$Lc = (Cco \times Qco + Cci \times Qci + Ccj \times Qcj) \times 10^{-3}$$

Cco、Ccj 値：表2から既設施設に係る分はCco値、増設施設分はCcj値を使用する
 (表9から) (表3から)

整理番号	業種その他区分	第7次			第8次		
		Cc・Cco	Cci	Ccj	Cc・Cco	Cci	Ccj
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	70	70	60
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	20	20	20
232-(1)-イの備考	し尿又は雑排水の排出に係る施設(日平均排水量が10,000m ³ 未満の事業場)	40	40	30	40	40	30

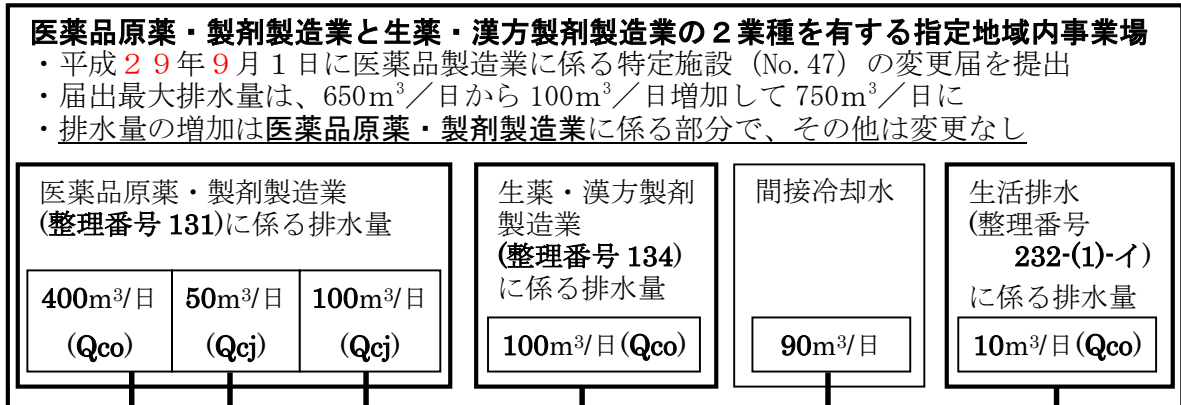
平成31年3月31日までの総量規制基準(Lc)は、
 全て「第7次」のCco、Ccj値を用いて、業種ごとの負荷量を計算し、それらを合計した、
 $31+2+0.4 = 33.4$ (kg/日) となる。

$Lc = (70 \times 400 + 70 \times 0 + 60 \times 50) \times 10^{-3} = 31$ (kg/日)	$Lc = (20 \times 100 + 20 \times 0 + 20 \times 0) \times 10^{-3} = 2$ (kg/日)	$Lc = (40 \times 10 + 40 \times 0 + 30 \times 0) \times 10^{-3} = 0.4$ (kg/日)
--	--	---

平成31年4月1日以後の総量規制基準(Lc)は、
 全て「第8次」のCco、Ccj値を用いて、業種ごとの負荷量を計算し、それらを合計した、
 $31+2+0.4 = 33.4$ (kg/日) となる。

$Lc = (70 \times 400 + 70 \times 0 + 60 \times 50) \times 10^{-3} = 31$ (kg/日)	$Lc = (20 \times 100 + 20 \times 0 + 20 \times 0) \times 10^{-3} = 2$ (kg/日)	$Lc = (40 \times 10 + 40 \times 0 + 30 \times 0) \times 10^{-3} = 0.4$ (kg/日)
--	--	---

<例-3><例-2>の事業場が、平成29年9月1日以後に特定施設の設置又は変更等により特定排水が増加した場合



計算式

特定排水にならないため総量規制対象外

・特定施設番号 47 は、表 2 の「上記の番号以外の特定施設」に該当する。
 ・昭和 55 年 7 月 1 日以後に特定施設の設置又は変更により特定排水が増加したので、次式で計算する。

$$Lc = (Cco \times Qco + Cci \times Qci + Ccj \times Qcj) \times 10^{-3}$$

Cco、Ccj 値：表 2 から既設施設に係る分は Cco 値、増設施設分は Ccj 値を使用する (表 9 から) (表 3 から)

整理番号	業種その他区分	第 7 次			第 8 次		
		Cc・Cco	Cci	Ccj	Cc・Cco	Cci	Ccj
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	70	70	60
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	20	20	20
232-(1)-イ の備考	し尿又は雑排水の排出に係る施設(日平均排水量が 10,000m ³ 未満の事業場)	40	40	30	40	40	30

平成 29 年 9 月 1 日以後の増加分については、第 8 次の総量規制基準が適用される。
 この場合、既設分と今回の増加分を分けて計算し、それらを合算する。

平成 31 年 3 月 31 日までの総量規制基準(Lc)は、
 既設分は「第 7 次」、今回の増加分は「第 8 次」の Cco、Ccj 値を用いて、業種ごとの負荷量を計算し、それらを合計した、
 既設分 $37+2+0.4=39.4$ (kg/日) となる。

$Lc = (70 \times 400 + 70 \times 0 + 60 \times 50) + (70 \times 0 + 70 \times 0 + 60 \times 100) \times 10^{-3}$ $= 37$ (kg/日) 既設分	$Lc = (20 \times 100 + 20 \times 0 + 20 \times 0) \times 10^{-3} = 2$ (kg/日) 今回の増加分	$Lc = (40 \times 10 + 40 \times 0 + 30 \times 0) \times 10^{-3} = 0.4$ (kg/日)
--	--	---

平成 31 年 4 月 1 日以後の総量規制基準(Lc)は、
 全て「第 8 次」の Cco、Ccj 値を用いて、業種ごとの負荷量を計算し、それらを合計した、
 $37+2+0.4=39.4$ (kg/日) となる。

$Lc = (70 \times 400 + 70 \times 0 + 60 \times 150) \times 10^{-3} = 37$ (kg/日)	$Lc = (20 \times 100 + 20 \times 0 + 20 \times 0) \times 10^{-3} = 2$ (kg/日)	$Lc = (40 \times 10 + 40 \times 0 + 30 \times 0) \times 10^{-3} = 0.4$ (kg/日)
---	--	---

<例-4>平成29年9月1日以後に新たに特定施設の設置届出を提出した場合

